

越谷市ネーミングライツ導入ガイドライン

令和8年（2026年）7月

公共施設マネジメント推進課

目次

1. ネーミングライツの概要.....	1
(1) ネーミングライツとは.....	1
(2) ネーミングライツ導入の目的.....	1
2. ネーミングライツ導入の検討	2
(1) 導入対象施設等の考え方	2
(2) 指定管理者制度、PPP/PFI 手法導入施設への対応	2
(3) 越谷市ネーミングライツ・パートナー選定委員会の設置	2
3. パートナーの募集.....	3
(1) 募集方法.....	3
(2) 募集の流れ.....	3
(3) 募集の条件	7
(4) 募集要項の作成.....	8
(5) 募集.....	8
4. パートナーの選定.....	9
(1) 審査方法.....	9
(2) 審査項目・採点方法等.....	9
(3) 審査結果.....	10
5. ネーミングライツ開始に向けた手続き	11
(1) 契約締結に向けた協議.....	11
(2) 契約締結.....	11
(3) 公表・周知	11
(4) 費用負担.....	12
6. ネーミングライツの開始.....	13
(1) ネーミングライツ料の支払い.....	13
(2) 契約解除.....	13
(3) ネーミングライツ料の返還.....	13
7. 契約期間満了	14
(1) 契約期間の更新.....	14
(2) 契約の終了	14
＜関係資料＞	15
1. 関係法令等	15
(1) 越谷市ネーミングライツ・パートナー選定委員会設置要領.....	15
2. 関係様式	16
(1) ネーミングライツ・パートナー提案書	16

(2) ネーミングライツ・パートナー提案一次審査結果通知書	17
(3) ネーミングライツ・パートナー申込書	18
(4) 誓約書	21
(5) 質問票	22
(6) ネーミングライツ・パートナー選定結果通知書	23
(7) ネーミングライツ・パートナー契約解除通知書	24
(8) ネーミングライツ・パートナー契約更新希望書	25

1. ネーミングライツの概要

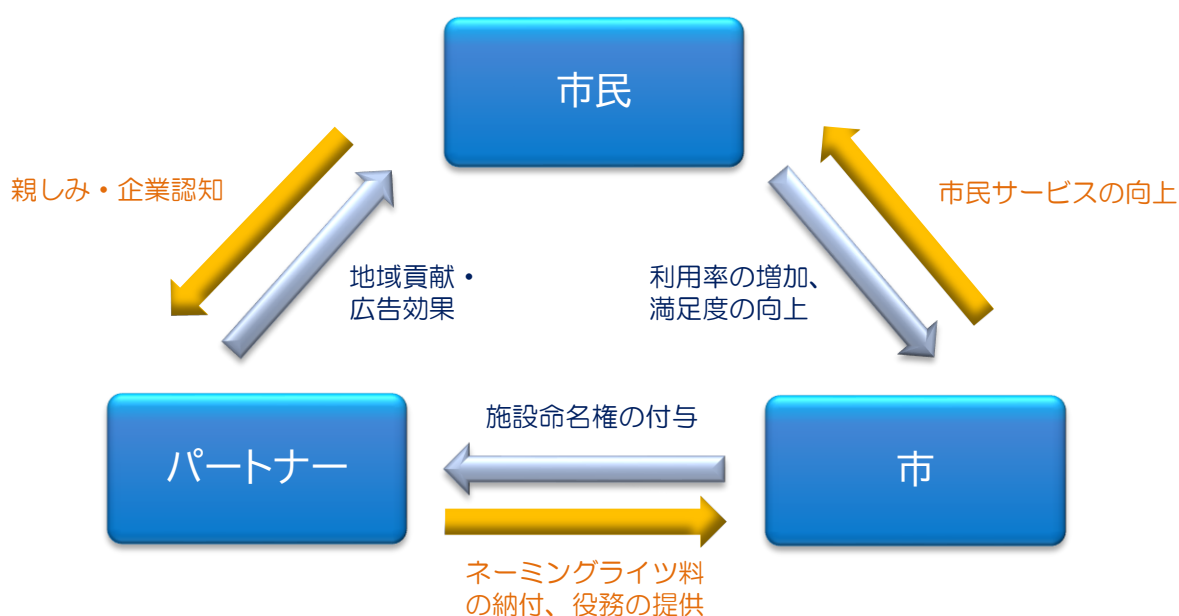
(1) ネーミングライツとは

ネーミングライツとは、市と民間事業者等との契約により、市が保有する施設等に法人名や商品名などを「愛称」として付与し、その権利を得た民間事業者等（ネーミングライツ・パートナー。以下、「パートナー」という。）からその対価等を得るものである。

ネーミングライツは、施設に「愛称」を付与するものであり、条例で定められている正式名称を変更するものではないため、議案提出時など、必要な場合には正式名称を使用する。

(2) ネーミングライツ導入の目的

- ① 施設等を有効活用することにより、安定的な財源を確保し、持続可能な施設等の運営を行う。
- ② 民間事業者等の資源やノウハウを活用することにより、施設等の魅力を高め、地域の活性化を図る。



図：ネーミングライツ導入による効果等

2. ネーミングライツ導入の検討

(1) 導入対象施設等の考え方

ネーミングライツの導入を検討する施設等の対象は、市が設置した公共施設、インフラ施設（施設の一部も可能）とする。

ただし、以下の項目に該当する施設等については、導入について十分検討したうえで、慎重に判断する。

- ① 市民公募等により愛称を設定している、又は名称に歴史的な経緯がある施設等
- ② 施設等の設置目的等を阻害するおそれや、市民生活に混乱を招くおそれのある施設等（庁舎、学校、保育所など）
- ③ 今後、あり方の検討等が見込まれる施設等
- ④ その他、個別の事情がある施設等

(2) 指定管理者制度、PPP/PFI 手法導入施設への対応

指定管理者制度や PPP/PFI 手法を導入している施設については、各制度の趣旨等を鑑み、管理運営団体等の不利益とならないよう、以下の点に留意すること。

- ① ネーミングライツの導入にあたって、管理運営上の支障の有無などに関して、管理運営団体等から意見や要望を聴取したうえ、導入の可否を決定する。
- ② 指定管理の指定期間又は PPP/PFI 事業の契約期間を考慮し、適切な導入時期や契約期間を設定する。
- ③ 指定管理者制度導入施設については、指定管理者と競合する民間団体等、施設の管理運営に支障をきたす可能性がある場合、募集要項にてその旨を明示する。
- ④ 指定管理者・管理運営団体等がパートナーを兼ねる場合、ネーミングライツ料については、原則管理運営経費に含むことはできない。

(3) 越谷市ネーミングライツ・パートナー選定委員会の設置

募集要項等の内容についての協議やパートナーの選定を行うため、庁内組織として「越谷市ネーミングライツ・パートナー選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

委員長は財務部長とし、委員は施設所管部長、広報シティプロモーション課長、政策課長、公共施設マネジメント推進課長、都市計画課長、施設所管課長、その他委員長が必要と認める者をもって組織する。委員会の庶務は公共施設マネジメント推進課が行う。

3. パートナーの募集

(1) 募集方法

①施設等特定募集型

市が、対象とする施設等を選定し、公募によりパートナーの募集を行う方法。

②提案募集型

施設を特定せず、パートナーになることを希望する民間事業者等からの提案を随時受け付ける方法。

なお、提案募集型として受付後、検討の結果、複数の応募が見込めると判断した場合には、①施設等特定募集型として改めて公募によりパートナーの募集を行う。

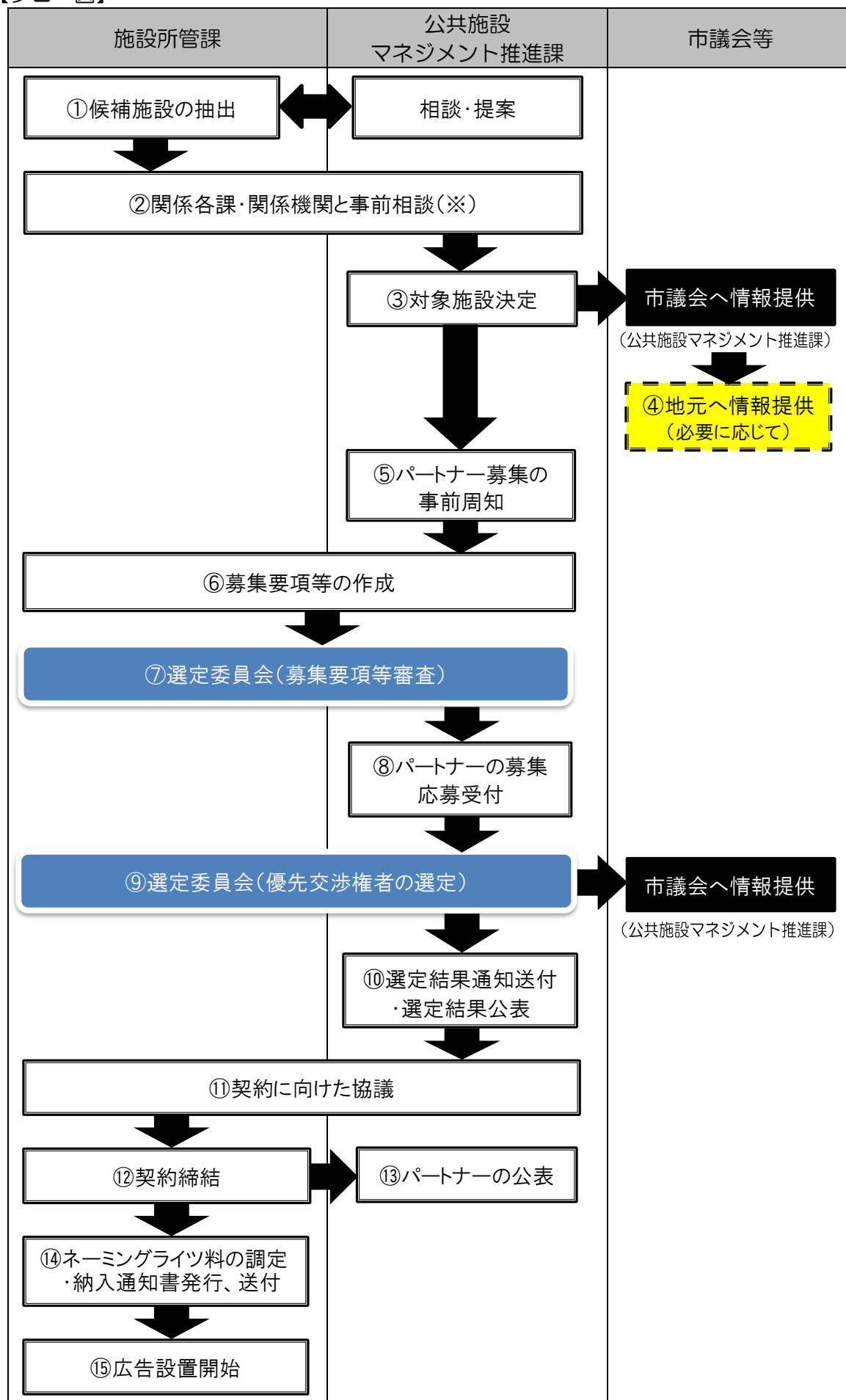
(2) 募集の流れ

基本的な募集の流れについては、それぞれ次のとおりとする。

①施設等特定募集型

	作業内容	備考
①	候補施設の抽出	・施設所管課と公共施設マネジメント推進課で協議する。
②	関係各課・関係機関と事前相談	・関係各課、関係機関と事前に相談し、課題等がないか確認する。
③	対象施設決定	・市長決裁により、対象施設を決定する。
④	地元へ情報提供	・施設等の特性に応じて、地元へ情報提供を行う。
⑤	パートナー募集の事前周知	・市ホームページや広報こしがや等で、パートナー募集の事前周知を行う。
⑥	募集要項等の作成	・公共施設マネジメント推進課と施設所管課で、必要書類の作成（事業概要、応募方法、選定方法、希望価格、契約の締結方法など）を行う。
⑦	選定委員会（募集要項等審査）	・募集前に選定委員会を開催し、募集要項等の内容について審査する。
⑧	パートナーの募集 応募受付	・公共施設マネジメント推進課は、市ホームページ、広報こしがや等で募集のお知らせを行う。また、応募受付をし、提出書類等を確認する。
⑨	選定委員会（優先交渉権者の選定）	・選定委員会を開催し、パートナーとして優先的に交渉できる者（以下、「優先交渉権者」という。）の選定を行う。
⑩	選定結果通知送付 ・選定結果公表	・公共施設マネジメント推進課は、応募事業者へネーミングライツ・パートナー選定結果通知書を送付する。また、市ホームページで選定委員会の選定結果を公表する。
⑪	契約に向けた協議	・公共施設マネジメント推進課と施設所管課は、優先交渉権者と契約内容及び今後のスケジュール等の協議を行う。
⑫	契約締結	・施設所管課は、優先交渉権者と契約を締結する。
⑬	パートナーの公表	・公共施設マネジメント推進課は、市ホームページ等でパートナーの決定について公表する。
⑭	ネーミングライツ料の調定・ 納入通知書発行、送付	・施設所管課は、契約書で定めたネーミングライツ料について、納入通知書を発行し、パートナーに送付する。
⑮	広告設置開始	・施設の看板等の表示変更を行い、広告開始となる。

【フロー図】

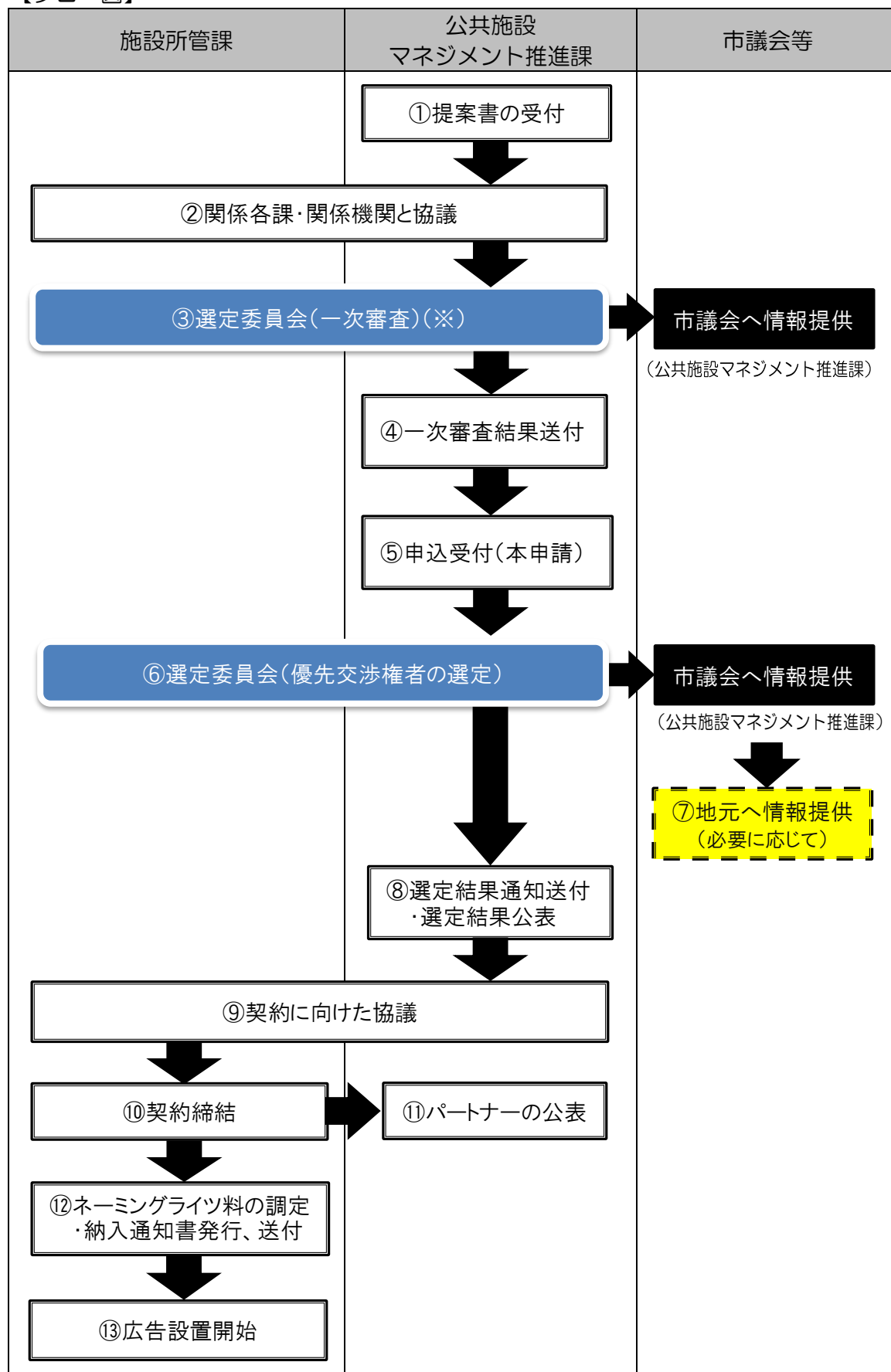


※ 指定管理者やPFI事業者等、管理運営団体等との調整を含む。

②提案募集型

	作業内容	備考
①	提案書の受付	・公共施設マネジメント推進課は、市ホームページ等で民間事業者等からの提案を募集し、受付を行う。
②	関係各課・関係機関と協議	・民間事業者等から提案があった場合、関係各課、関係機関と協議し、課題等がないか確認する。
③	選定委員会 (一次審査)	・導入の可否について、選定委員会で一次審査を行う。
④	一次審査結果送付	・公共施設マネジメント推進課は、一次審査の結果を提案事業者へ送付する。
⑤	申込受付（本申請）	・公共施設マネジメント推進課は、本申請の申込受付を行い、提出書類等を確認する。
⑥	選定委員会 (優先交渉権者の選定)	・選定委員会を開催し、優先交渉権者の選定を行う。
⑦	地元へ情報提供	・施設等の特性に応じて、地元へ情報提供を行う。
⑧	選定結果通知送付・ 選定結果公表	・公共施設マネジメント推進課は、申込事業者へネーミングライツ・パートナー選定結果通知書を送付し、市ホームページで選定結果を公表する。
⑨	契約に向けた協議	・公共施設マネジメント推進課と施設所管課は、優先交渉権者と契約内容及び今後のスケジュール等の協議を行う。
⑩	契約締結	・施設所管課は、優先交渉権者と契約を締結する。
⑪	パートナーの公表	・公共施設マネジメント推進課は、市ホームページ等でパートナーの決定について公表する。
⑫	ネーミングライツ料の調定・ 納入通知書発行、送付	・施設所管課は、契約書で定めたネーミングライツ料について、納入通知書を発行し、パートナーに送付する。
⑬	広告設置開始	・施設の看板等の表示変更を行い、広告開始となる。

【フロー図】



※ 一次審査の結果、施設等特定募集型として募集する場合には、P4フロー図③へ

(3) 募集の条件

①応募資格

応募できる民間事業者等は、ネーミングライツ事業の趣旨に賛同し、以下の条件のいずれにも該当しない法人又は団体とする。

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する法人等
- ② 市から指名停止処分を受けている法人等
- ③ 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人市民税を滞納している法人等
- ④ 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしている法人等
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号又は同条第6号に規定されるもの
- ⑥ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定される法人等
- ⑦ その他市長がパートナーとして不適当と認める法人等

②愛称の条件

施設の設置目的や性格に合致し、市民にとって親しみやすくわかりやすい名称とする。また、施設の特性に応じて、必要により特定のキーワードを含めるなど、市が希望する条件を設定できることとする。ただし、越谷市広告掲載に関する要綱第3条の規定に準じ、以下の条件のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができない。

- ① 市の公共性及び品位を損なうおそれがあるもの
- ② 公衆に不快感又は危害を与えるおそれがあるもの
- ③ 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ④ 人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑤ 法令等（市の条例等を含む。）に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑥ 政治活動又は宗教活動に関するもの
- ⑦ 個人又は団体の主義主張に関するもの
- ⑧ 個人名を冠したもの
- ⑨ その他市長が不適当と認めるもの

③契約期間

契約期間は1年以上とし、対象施設の性格等に応じて最長期間を設定する。ただし、指定管理者制度、PPP/PFI手法導入施設については、指定期間等を考慮し、適切な期間を設定する。

④ネーミングライツ料

施設等特定募集型については、対象施設における利用者数やメディアへの露出状況、維持管理費等を勘案するとともに、他自治体における類似事例などを考慮し、施設ごとに募集要項において希望価格を設定する。この場合の希望価格は参考価格とし、希望価格を下回る提案も可能とする。

その後、希望価格をもとに公募を行い、優先交渉権者の選定を行ったのち、契約締結に向けた協議を経て、ネーミングライツ料として確定する。

提案募集型においても同様に、対象施設における利用者数やメディアへの露出状況、維持管理費等を勘案し、提案されたネーミングライツ料の妥当性について判断する。

なお、ネーミングライツ料は、原則として、当該施設の維持管理費として活用する。

⑤役務等の提供

ネーミングライツ料のほか、施設の維持管理、設備の更新、その他施設を活用したサービスといった役務等の提供を設定することも可能とする。

⑥パートナー特典

パートナー特典として施設等の建物内や敷地内において、企業PRや商品紹介スペースを設置する権限を付与することも可能とする。その場合、施設の設置目的や関係法令に基づき、特典内容について募集要項で定める。

なお、本スペースは展示・表示スペースであり、物販及び社員等による営業活動等は不可とする。

(4) 募集要項の作成

施設の状況に応じて、公共施設マネジメント推進課及び施設所管課において募集要項を作成する。作成した募集要項については、選定委員会において内容等の協議を行い、確定する。

(5) 募集

①施設等特定募集型

民間事業者等へ広く周知するため、募集を行う前に、ネーミングライツの実施について市ホームページ等で公表する。また、募集は原則として1か月以上の期間を設けて行う。

応募者は、必要書類を添付し、ネーミングライツ・パートナー申込書（様式第3-1号～第3-3号）及び誓約書（様式第4号）を公共施設マネジメント推進課に提出する。

②提案募集型

公共施設マネジメント推進課で随時受付を行う。

民間事業者等から提案募集型ネーミングライツ提案書（様式第1号）が提出された場合は、施設所管課を含む関係各課及び関係機関と協議のうえ、選定委員会で一次審査を行い、実施の可否を決定する。

一次審査の結果については、公共施設マネジメント推進課において、提案事業者宛、ネーミングライツ・パートナー提案一次審査結果通知書（様式第2号）を送付する。

なお、選定委員会による一次審査の結果、施設等特定募集型として募集することとなった場合には、募集要項を作成し、公募による募集を行う。

4. パートナーの選定

(1) 審査方法

①応募書類・応募資格の確認

公共施設マネジメント推進課において、応募書類及び応募資格の確認を行い、応募資格の審査結果について、選定委員会に報告を行う。なお、応募資格を満たしていない場合は、失格とする。

②選定委員会による審査

選定委員会で決定した委員により、応募（申込）内容について審査を行い、優先交渉権者の選定を行う。なお、応募が1 者の場合でも同様に審査を行い、優先交渉権者の選定を行う。

(2) 審査項目・採点方法等

①審査項目・配点

選定委員会による審査における基本的な審査項目及び配点については、以下の表のとおりとする。ただし、施設等の実情に応じて、審査項目及び配点を変更することも可能とする。

なお、提案募集型により提案があった民間事業者等については、下記配点に提案者加算点として、10 点加点する。

【基本の審査項目】

No	審査項目	審査の基準	配点
1	ネーミングライツ料	$40 \text{ 点} \times \frac{\text{提案価格}}{\text{希望価格又は最高提案価格のうち高い価格}}$	40 点
2	愛称・命名理由	・市民にとって親しみのあるわかりやすいものであるか ・施設等の設置目的やイメージ等に沿ったものであるか	20 点
3	応募の動機・理由	・募集の目的に沿った応募の動機・理由であるか	10 点
4	施設等の魅力を高める提案	・施設等の魅力を高める提案内容であるか	10 点
5	契約期間	$10 \text{ 点} \times \frac{\text{提案期間}}{\text{最長提案期間}}$	10 点
6	地域貢献等	・市内における地域貢献の実績や、今後の見込みがあるか	10 点
合計			100 点

【役務提供のみの場合の審査項目】

No	審査項目	審査の基準	配点
1	愛称・命名理由	・市民にとって親しみのあるわかりやすいものであるか ・施設等の設置目的やイメージ等に沿ったものであるか	20 点
2	応募の動機・理由	・募集の目的に沿った応募の動機・理由であるか	10 点
3	施設等の魅力を高める提案	・施設等の魅力を高める提案内容であるか	50 点
4	契約期間	$10 \text{ 点} \times \frac{\text{提案期間}}{\text{最長提案期間}}$	10 点
5	地域貢献等	・市内における地域貢献の実績や、今後の見込みがあるか	10 点
合計			100 点

②採点方法

選定委員会の各委員は、審査項目について A～E の5段階で評価する。（自動的に判定される審査項目を除く。）

各項目の配点に、以下の係数を乗じて評価点を算出したのち、各委員の評価点の平均値（小数点以下第2位を四捨五入）を算出し、総合点とする。

評価	判定	配点に乘じる係数
A	優れている	1. 0
B	やや優れている	0. 75
C	標準的である	0. 5
D	やや劣る	0. 25
E	劣る・該当なし	0. 0

③優先交渉権者の決定

1) 応募者が複数の場合

総合点が最も高い応募者を優先交渉権者として決定する。ただし、総合点が 50 点に満たない場合は、優先交渉権者として選定しない。

2) 応募者が1 者の場合又は提案募集型の場合

総合点が 50 点以上の場合に優先交渉権者とする。

（3）審査結果

審査結果については、公共施設マネジメント推進課において応募者宛ネーミングライツ・パートナー選定結果通知書（様式第6号）を送付後、市ホームページで公表する。

5. ネーミングライツ開始に向けた手続き

(1) 契約締結に向けた協議

公共施設マネジメント推進課及び施設所管課は、優先交渉権者と契約内容や今後のスケジュールについて協議を行う。

【協議内容の例】

- ① 広告開始までのスケジュール調整
- ② 愛称設置箇所の確認
- ③ 愛称看板の意匠※
- ④ 追加の看板等設置希望の有無、可否
- ⑤ 契約締結式実施の有無
- ⑥ ネーミングライツ料の納付期限
- ⑦ 設置後のメンテナンスの有無、緊急修繕時の対応
- ⑧ 企業 PR スペースの展示内容（パートナー特典を付与する場合のみ）
- ⑨ 役務等の提供内容（役務等の提供がある場合のみ）
- ⑩ その他必要となる手続き等の確認

※愛称看板については、越谷市屋外広告物条例（平成27年4月1日施行）第8条第1項第3号に基づく公共的目的をもって表示する広告物となるため設置可能であるが、愛称看板の意匠等については都市計画課を含めて協議することとする。

(2) 契約締結

施設所管課は、優先交渉権者との協議が終了し、合意に至った時点で契約を締結する。なお、契約締結時に契約締結式を実施する場合は、契約開始日より前に行う。

(3) 公表・周知

契約締結後、広報こしがや、市のホームページ、記者会見などにより、以下の内容について公表する。また、ネーミングライツを推進するため、市民や関係機関等への周知に努める。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① パートナー名② 愛称③ 契約金額（ネーミングライツ料）④ 契約期間⑤ 応募理由や地域貢献等の内容 |
|--|

(4) 費用負担

市とパートナーの費用負担は以下の表のとおりとする。なお、詳細については、募集要項に定めるほか、双方協議のうえ、契約書等において定めることとする。

区 分	市	パートナー
敷地内外の看板等の表示変更（※1）		○
パートナーが変更・新設した看板等の維持管理		○
契約期間終了時の原状回復		○
市が発行する印刷物や市ホームページの表示変更（※2）	○	

※1 看板等を変更できる箇所については、募集要項にて指定し、指定箇所以外の場所については、協議のうえ決定する。

※2 印刷物等については、残部数などを考慮し、切り替え時期等について協議のうえ決定する。

6. ネーミングライツの開始

(1) ネーミングライツ料の支払い

施設所管課は、年度ごとにパートナーへ納付書を送付する。パートナーは、契約書に定められた期日までに、ネーミングライツ料を支払う。

なお、契約開始日や終了日が年度の途中である場合のネーミングライツ料は、その年度の契約期間がすべて月単位の場合は月割りで計算し、1か月未満となる月が含まれる場合は、その年度の全期間を日割りで計算する（1円未満切り捨て）。

(2) 契約解除

契約締結後、応募資格を欠くことが判明した場合や、パートナーの社会的信用を損なう行為により、施設のイメージが損なわれるおそれがあるなど、パートナーとして適当でないと認められる場合は、パートナーの取消及び契約の解除ができるものとする。その場合、原状回復に必要な費用等はパートナーが負担するものとする。

なお、市の事情や、パートナーの責めに帰すことができない事由の発生により、ネーミングライツの維持が困難となり、契約を解除した場合についての原状回復に必要な費用は市が負担する。

いずれの場合にも、契約解除となった際には、パートナーにネーミングライツ・パートナー契約解除通知書（様式第7号）を送付する。

(3) ネーミングライツ料の返還

既に納付されたネーミングライツ料については、原則返還しない。ただし、パートナーの責めに帰すことができない事由により契約の解除に至る場合には、納付年度の残期間に相当するネーミングライツ料を返還する。

なお、ネーミングライツ料の返還額は、残期間がすべて月単位の場合は月割りで計算し、1か月未満となる月が含まれる場合は、全残期間を日割りで計算する（1円未満切り捨て）。

7. 契約期間満了

(1) 契約期間の更新

①更新に向けた手続き

愛称の変更による市民の混乱を避けるため、次期期間の募集に際して、現契約と同内容又はそれ以上であることを条件として、現パートナーが優先的に交渉することができることとする。そのため、施設所管課は、契約期間満了の9か月前までに、ネーミングライツの継続実施について判断し、現パートナーにネーミングライツの更新意向について確認を行う。

現パートナーがネーミングライツの更新を希望する場合、現パートナーは、ネーミングライツ・パートナー契約更新希望書（様式第8号）を施設所管課に提出する。

②更新の上限

更新手続きによるネーミングライツの実施は、原則として、現パートナーによる最初の契約開始日から起算して10年間を上限とする。ただし、更新のタイミングで、契約期間中に最初の契約開始日から起算して10年を経過する場合は、当該契約期間の満了をもって更新を終了とする。

なお、更新が終了となった場合は、公募により改めてパートナーの募集を行うこととなるが、その際、現パートナーが再度応募することは可能とする。

(2) 契約の終了

パートナーが変更となった場合や、ネーミングライツを継続しないとした場合、現パートナーは、契約期間満了時まで、原状回復を行う。

＜関係資料＞

1. 関係法令等

(1) 越谷市ネーミングライツ・パートナー選定委員会設置要領

令和 年 月 日市長決裁

(設置)

第1条 ネーミングライツの導入にあたり、ネーミングライツ・パートナー（以下、「パートナー」という。）の選定等を公正に行うため、越谷市ネーミングライツ・パートナー選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項を所掌し、市長に報告する。

- (1) パートナーの選定に関する事
- (2) その他パートナーの選定に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、財務部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にあるものをもって充てる。

- (1) ネーミングライツを導入する施設等を所管する部の長
- (2) 広報シティプロモーション課長
- (3) 政策課長
- (4) 公共施設マネジメント推進課長
- (5) 都市計画課長
- (6) ネーミングライツを導入する施設等を所管する課の長
- (7) 前6号に掲げる者の他、委員長が必要と認める者

(会議)

第4条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

3 応募者の審査を行う委員は、選定委員会で協議の上、決定する。

4 委員は、自己が関与する法人その他の団体が選定等の対象となるときは、その選定等に関わることができない。

(庶務)

第5条 選定委員会の庶務は、公共施設マネジメント推進課が行う。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか選定委員会に関し必要な事項は、委員会の協議により定める。

附 則

この要領は、令和8年7月22日から施行する。

2. 関係様式

(1) ネーミングライツ・パートナー提案書

(様式第1号)

年 月 日

(あて先) 越谷市長

住所

申請者

ネーミングライツ・パートナー提案書

下記のとおり、ネーミングライツ・パートナー提案に係る事前相談を申し込みます。

対象施設名			
フリガナ 愛称案	※未定の場合は、記載不要です。		
希望契約期間	年 月 日から 年 月 日 (年 か月)		
ネーミングライツ料	年額	円(消費税及び地方消費税を含む。)	
付帯提案	※ネーミングライツ料以外に、ご提供いただける提案がある場合は記入してください。		
その他(特記事項)			
連絡 先	担当所属部署名		
	担当者役職・氏名		
	電話番号		
	E-mail		

(2) ネーミングライツ・パートナー提案一次審査結果通知書

(様式第2号)

第 号
年 月 日

様

越谷市長

印

ネーミングライツ・パートナー提案一次審査結果通知書（回答）

年 月 日付けで提出いただいたネーミングライツ・パートナー提案書に係る一次審査の結果、次のとおり決定しましたので通知します。

審査結果	☐ 本申請してください。 ☐ 以下の条件により本申請してください。 （条件）
	☐ 不採用とします。 （理由） ☐ 施設等特定募集型として改めて公募します（公募時期 年 月頃）
対象施設名	
愛称案	
契約予定期間	年 月 日から 年 月 日まで（ 年 か月）
ネーミングライツ料	年額 円（消費税及び地方消費税を含む。）
付帯内容	※ネーミングライツ料以外に、ご提供いただける提案があった場合に記載
備 考	

【担当部署】

【担当氏名】

【連絡先】

住 所

電 話

E-mail

(3) ネーミングライツ・パートナー申込書

(様式第3-1号)

年 月 日

(あて先) 越谷市長

住所

申請者

ネーミングライツ・パートナー申込書

越谷市ネーミングライツ・パートナーについて、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

対象施設名		
フリガナ 希望愛称		
希望契約期間		年 月 日から 年 月 日 (年 か月)
ネーミングライツ料		年額 円(消費税および地方消費税含む)
付帯提案		※ネーミングライツ料以外に、ご提供いただける提案がある場合は、内容を簡潔に記入し、詳細を様式第3-2号に記入してください。
その他(特記事項)		
連絡先	担当所属部署名	
	担当者役職・氏名	
	電話番号	
	E-mail	
	法人番号	※法人番号はない場合は不要

(様式第3－2号)

①応募する団体等	名 称： 代表者名： 所 在 地：
②愛称の命名理由 ※ロゴ等の案があれば、併せて添付してください。	
③応募の動機・理由	
④施設等の魅力を高めるための提案 ※様式第3－1号の付帯提案がある場合には、その詳細な内容についても併せて記入してください。	
⑤地域貢献等 ※市内における地域貢献の実績や、今後の見込みについて記入してください。	
⑥その他 ※市に対する要望事項があれば記入してください。	

※枠が足りない場合は、適宜枠を広げていただくか、別添資料を添付しても構いません。

(様式第3-3号)

下記の項目をチェックし、右の口にチェックを入れて、申請書とともに提出してください。

(申請者：)

添付書類	確認状況
会社又は団体概要	☐
履歴事項全部証明書 (※法人のみ。様式第3-1号に法人番号を付記した場合は不要。)	☐
市区町村税に滞納がない証明書	☐
直近1事業年度分の納税証明書(法人税・消費税及び地方消費税) (※法人のみ)	☐
愛称に商品名等を使用する場合、当該商品等の概要が分かるもの	☐
提案事項を記載した書面(任意書式)	☐

(4) 誓約書

(様式第4号)

年 月 日

(あて先) 越谷市長

住所

申請者

誓約書

越谷市〇〇センターネーミングライツ・パートナーの応募（申込）にあたり、下記事項について虚偽のないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- 2 市から指名停止処分を受けていないこと。
- 3 法人税、消費税及び地方消費税並びに法人市民税を滞納していないこと。
- 4 会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きをしていないこと。
- 5 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号又は同上第6号の規定に該当しないこと。
- 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条の規定に該当しないこと。

(5) 質問票

(様式第5号)

年 月 日

(あて先) 越谷市長

住所

申請者

質問票

No	質問内容
1	
2	
3	
4	
5	

※必要に応じて適宜行を追加してください。

(6) ネーミングライツ・パートナー選定結果通知書

(様式第6号)

第 号
年 月 日

様

越谷市長

印

ネーミングライツ・パートナー選定結果通知書

年 月 日付けで応募（申込）がありましたネーミングライツ・パートナーについて、次のとおり選定を行いましたので、下記のとおり選定結果を通知します。

記

対象施設名	
選定結果	優先交渉権者として選定されました（選定されませんでした。）
愛称案	
付帯内容	
契約予定期間	年 月 日から 年 月 日（ 年 か月）
ネーミングライツ料	
備 考	

【担当部署】

【担当氏名】

【連絡先】

住 所

電 話

E-mail

(7) ネーミングライツ・パートナー契約解除通知書

(様式第7号)

第 号
年 月 日

様

越谷市長

印

ネーミングライツ・パートナー契約解除通知書

年 月 日付けで契約締結しましたネーミングライツ・パートナーについて、次の理由により契約を解除します。

対象施設名	
愛称	
契約解除年月日	年 月 日
解除理由	

【担当部署】

【担当氏名】

【連絡先】

住 所

電 話

E-mail

(8) ネーミングライツ・パートナー契約更新希望書

(様式第8号)

年 月 日

(あて先) 越谷市長

住所

申請者

ネーミングライツ・パートナー契約更新希望書

年 月 日付けで契約締結しましたネーミングライツ・パートナーについて、次のとおり契約更新を希望します。

対象施設名			
愛称案			
希望更新期間	年 月 日から 年 月 日 (年 か月)		
ネーミングライツ料	年額 円(消費税及び地方消費税を含む。)※		
付帯提案	【ネーミングライツ料以外に、ご提供いただける提案がある場合は記載】		
その他(特記事項)			
連絡先	担当所属部署名		
	担当者役職・氏名		
	電話番号		
	E-mail		

※ネーミングライツ料は、現契約における金額以上の金額を記入してください。